

食品安全委員会第 247 回会合議事録

1. 日時 平成 20 年 7 月 17 日（木） 14:00～14:56

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 農薬専門調査会における審議状況について(P.2)

- ・「チアゾピル」に関する意見・情報の募集について
- ・「メタフルミゾン」に関する意見・情報の募集について

(2) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について(P.7)

- ・農薬「フルセトスルフロン」に係る食品健康影響評価について
- ・農薬「マンジプロパミド」に係る食品健康影響評価について

(3) 企画専門調査会における審議結果について(P.10)

- ・平成 19 年度度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて(報告)
- ・平成 19 年度食品安全委員会運営状況報告書について

(4) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 20 年 6 月分）について(P.17)

(5) その他

4. 出席者

(食品安全委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(事務局)

栗本事務局長、大久保総務課長、北條評価課長、角田勸告広報課長

酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官

5. 配布資料

資料 1 - 1 農薬専門調査会における審議状況について〈チアゾピル〉

資料 1 - 2 農薬専門調査会における審議状況について〈メタフルミゾン〉

資料 2 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈フルセトスルフ

ロン)

資料 2 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈マンジプロパミド〉

資料 3 - 1 平成 19 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて

資料 3 - 2 平成 19 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について

資料 4 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 20 年 6 月分）について

6. 議事内容

◆見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 247 回会合を開催いたします。本日は 7 名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 247 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、お手元の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は 7 点ございます。

資料 1 - 1 及び 1 - 2 が「農薬専門調査会における審議状況について」。

資料 2 - 1 及び資料 2 - 2 が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 3 - 1 が「平成 19 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて」。

資料 3 - 2 が「平成 19 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について」。

資料 4 が「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 20 年 6 月分）について」でございます。

不足の資料等ございませんか。

それでは、議事に入らせていただきます。

(1) 農薬専門調査会における審議状況について

◆見上委員長 最初に、「農薬専門調査会における審議状況について」でございます。

本件につきましては、専門調査会から、意見・情報の募集のための評価書（案）が提出されています。事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料 1 - 1 と資料 1 - 2 に基づいて御説明いたします。

まず資料 1 - 1、「チアゾピル」の評価について御説明いたします。

評価書（案）の 3 ページ、「審議の経緯」を御覧いただきたいと思います。本農薬につ

きましては、国内登録はございません。2005年11月にポジティブリスト制度導入に伴いまして、暫定の残留基準が定められております。今回の評価につきましては、2007年6月に厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。（いわゆる）基本法の24条2項による諮問でございます。

農薬専門調査会におきまして2回御審議をいただきまして、本日、評価書（案）が提出されたものでございます。

評価書（案）の6ページの「7. 開発の経緯」に記載がございますけれども、チアゾピルはピリジン系の除草剤でございます。紡錘体微小管形成を阻害することにより、殺草活性を示すとされているものでございます。

7ページ以降、「II. 安全性に係る試験の概要」がまとめられております。今回の評価につきましては、米国EPAの評価書を基に、毒性に関する主な科学的知見を整理しております。

「1. 動物体内運命試験」につきましては、ラットを用いて検討が行われております。吸収されますと、肝臓、脂肪組織、筋肉及び骨に高く分布するというところでございます。速やかに排泄をされるということでございます。

その外、ヤギ、ニワトリを用いまして、動物体内運命試験というものが実施されております。

8ページ、「2. 植物体内運命試験」でございますが、これにつきましては、レモン及びワタを用いて検討がなされております。

結果の要約といたしましては、土壌から果実への移行性というものは低いということ。あるいは植物体内中では速やかに代謝され、多数の極性代謝物を生成するといった知見が得られております。

9ページ中段以降でございますが「3. 土壌中運命試験」など環境中における挙動に関する知見がまとめられております。

土壌中におけるチアゾピルの分解につきましては、推定半減期が111日から437日ということで、分解は極めて遅いということでございます。

水中における挙動といたしましては、チアゾピルはpH4あるいはpH5の緩衝液中では安定ではございますが、アルカリ性で分解されやすいという性質のものでございます。

また、光分解性があるということでございます。

10ページ以降、「毒性試験」に関する成績がまとめられております。

11ページ以降、「10. 亜急性毒性試験」など一般毒性の所見といたしましては、肝臓あ

るいは甲状腺への所見というものが認められております。

13 ページ、「(2) 2年間慢性毒性／発がん性併合試験(ラット)」の成績がまとめられておりますが、この中で甲状腺に腫瘍が出るという成績が得られております。

14 ページ、「(3) 18カ月間発がん性試験(マウス)」におきましては、発がん性は認められないという結果でございました。

このラットを用いました発がん性試験におきます腫瘍の発生につきましては、15 ページ、「14. その他の試験」ということで、「(1) 甲状腺機能に対する毒性影響発現に係わるメカニズム試験」というところに試験成績がまとめられております。

一般毒性で認められております甲状腺の所見、あるいは甲状腺に見られた腫瘍の発生につきましては、その他の試験の成績の結果、チアゾピルというものが甲状腺一下垂体ホルモンフィードバックの攪乱を通じて、甲状腺の腫瘍をもたらすということを示唆するものであったということで、そういうメカニズムが考えられるという結論が得られております。

若干戻りますけれども、14 ページの方へまいりますと、「12. 生殖発生毒性試験」の試験結果がまとめられております。繁殖能に対する影響あるいは催奇形性というものは認められなかったという結果でございます。

また、「遺伝毒性試験」の結果はすべて陰性ということから、チアゾピルには遺伝毒性はないものと考えられたという結果となっております。

以上のような試験成績を基に、本農薬の「食品健康影響評価」については、17 ページの方にまとめられております。

結論といたしまして、農薬専門調査会は、無毒性量の最小値がラットを用いた2世代繁殖試験の0.72mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.0072mg/kg 体重/日をADIと設定したという結論になっております。

続きまして、資料1-2、「メタフルミゾン」でございます。

評価書(案)の3ページ、「審議の経緯」に記載がございしますが、本農薬につきましては、2006年2月に農林水産省より厚生労働省の方へ、農薬登録申請に係る連絡がございまして、これを受けまして、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして、3回審議をいただきまして、本日、評価書(案)が提出されたものでございます。

7ページの「7. 開発の経緯」に記載がございしますように、メタフルミゾンは、トリフルオロメトキシフェニル環を有する殺虫剤であるということでございます。本剤は昆虫の

神経細胞の Na^+ に作用し、神経系での神経伝達を阻害すると考えられております。

8 ページ、「Ⅱ．安全性に係る試験の概要」がまとめられております。

「1．動物体内運命試験」でございますが、ラットを用いて検討が行われております。「表 1」にお示ししますように、比較的ゆっくり吸収されまして、半減期もかなり長くなっているというものでございます。

「排泄」につきましては、主要排泄経路は糞中ということでございますが、9 ページの「胆汁中排泄」の試験成績を御覧いただくとおわかりになりますように、胆汁中の排泄につきましては少ないというものでございます。

12 ページの方の中段のところに記載がございますが、メタフルミゾンにラットに投与されると、ほとんどは未変化体として糞中に排泄された。こういう結果が得られているところがございます。

14 ページ、「2．植物体内運命試験」の成績がまとめられております。キャベツ、トマト、ワタにつきまして検討がなされております。

16 ページの上の方に、植物体内運命試験のまとめがございますが、植物体内におけるメタフルミゾンの主要代謝経路は、E-異性体から Z-異性体への異性化、ヒドラジンカルボキサミド部分の加水分解による D の生成とベンジル部位の水酸化による G の生成とこれに続く閉環による C の生成及び加水分解による F の生成であると考えられたと、植物における代謝も検討されているところでございます。

「土壌中運命試験」の外、環境中における挙動につきまして、16 ページから結果がまとめられております。

「(1) 好氣的土壌中運命試験」の結果、推定半減期が 186 日から 209 日ということで比較的半減期が長いというものでございます。

一方、「水中運命試験」の成績が 17 ページにまとめられておりますが、メタフルミゾンは酸性条件下で加水分解され、中性あるいはアルカリ性の条件下では比較的安定であるということでございます。

また、光に対しては分解性を示すという結果が得られております。

「土壌残留試験」の成績が「表 8」にまとめられております。圃場試験の成績を見ますと、大体推定半減期は 100 日ということでございまして、分解が比較的ゆっくり起こることでございます。

したがって、19 ページに記載されております「7．後作物残留試験」というものも実施されております。結果は「表 11」に記載されておりますが、後作物残留試験の成績で

は、すべて定量限界未満という結果でございます、残留性はないという結果が得られているところでございます。

20 ページ以降、「毒性試験」に関する試験成績がまとめられているところでございます。「亜急性毒性試験」の成績あるいは「慢性毒性試験」の成績を見ますと、本農薬につきましては、肝臓あるいは血液に毒性の所見が認められております。しかしながら、特に大きな問題となるような毒性所見はございませんで、26 ページにお示ししております発がん性の試験につきましても、発がん性は認められておりません。また、「生殖発生毒性試験」が 27 ページ以降にまとめられております。

こちらの方につきましては、「2 世代繁殖試験」で親動物に対し全身状態の悪化が認められております。この影響があるのかと思われませんが、児動物に対する影響としては、死産児数が増加をするとか、出生率が低下をする、あるいは生存率が低下するといったような影響が認められておりますが、「発生毒性試験」の結果では、催奇形性については認められていないという結果でございます。

30 ページ、「遺伝毒性試験」の結果がまとめられております。

in vitro の試験におきまして、一部陽性の結果が出ておりますけれども、in vivo 小核試験では陰性であるとか、総合的に判断いたしますと、生体において問題となるような遺伝毒性はないと考えられるという結論になっております。

31 ページの「表 24」の「脚注」の 2 行目でございますけれども、「*：代謝活性化系非存在下でのみ陽性」という記述がございますが、ここにつきましては「非」というところが誤植であり、ここを取っていただきまして「代謝活性化系存在下でのみ陽性」と修正をさせていただきますと思います。

以上のような検討結果を基に、32 ページ以降、「Ⅲ．食品健康影響評価」というものが取りまとめられております。

結論は 33 ページに記載がございますが、農薬専門調査会は、無毒性量の最小値がイヌを用いた 1 年間慢性毒性試験の 12mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数 100 で除した 0.12mg/kg 体重/日を ADI と設定したという結論となっているところでございます。

以上 2 品目につきましては、本日の委員会終了後 8 月 15 日までの 30 日間、国民からの意見・情報の募集に充てたいと考えております。

以上でございます。

◆見上委員長 それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたらよろしくお願ひいたします。

◆畑江委員 教えてほしいんですけども、植物体内運命試験に両方ともワタを使っていますね。除草剤にレモンを使うのは、柑橘に登録があるからと思いますが、ワタの除草剤としても使うんですか。

もう1つの方は、はくさい、キャベツの殺虫剤として登録されています。それでまたワタのデータを使っていますが、植物を選ぶ理由というのは何か決まりがあるのでしょうか。教えてください。

◆北條評価課長 基本的には国内登録のあるものについては、対象の野菜についての試験成績は必要になると思いますが、このワタの部分については、海外でやられた試験成績を使っているということで、それについての記載をしていると思います。

どういう適用作物の場合に、どういうデータが使われているか、もう1度確認をさせていただきたいと思います。

◆見上委員長 外にございませんか。

◆小泉委員 先ほど課長の方で修正された「表 24」ですが、「表 23」は修正する必要はないんですか。

◆北條評価課長 こちらの方はこれで結構です。

◆小泉委員 わかりました。

◆見上委員長 外に何かございますか。よろしいですか。

それでは、本2件につきましては、意見・情報の募集の手続に入ることといたします。

(2) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について(農薬)

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について」でございます。農薬

2品目に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。それでは、事務局から説明願います。

◆北條評価課長 それでは、資料2-1と2-2に基づいて御説明いたします。

まず、資料2-1、「フルセトスルフロン」でございます。

3ページ、「審議の経緯」に記載がございますように、本農薬につきましては、2007年5月、農林水産省より農薬登録申請に係る連絡が厚生労働省へございまして、それを受けまして、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして、3回御審議をいただきまして、6月12日から7月11日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

この結果でございますが、後ろから2枚目の「参考」に記載がございますように、御意見・情報の募集というものはございませんでした。しかしながら、前回6月12日の食品安全委員会におきまして、小泉委員から御指摘がございまして、その点につきまして検討をさせていただいております。

その内容を御説明しますと、評価書の29ページ、「② ラットにおける単回経口投与時の胎盤・胎児移行性試験」でございますが、この試験につきまして、小泉委員から御指摘がございました。

この試験でございますけれども、胎児毒性機序検討試験の一部として実施をされております。

その背景でございますが、評価書の23ページの下から2行目のところ以降、「発生毒性試験（ラット）①」というのがございます。

24ページの「表25」のところに毒性所見としてまとめられておりますが、心室中隔欠損など、胎児毒性が幾つか認められている。こういうことがございまして、毒性の機序について検討するために、胎盤胎児移行性について検討した試験というのが、この29ページの「②」の試験でございます。

この試験につきまして、委員から2点御指摘がございまして、1点目といたしましては、ラットの妊娠13日と19日に投与されている試験でございますが、この妊娠13日に投与するということが器官形成期に投与するという点で妥当なのかという点。

もう1点につきましては、妊娠13日投与の場合、胎児におきます濃度というものが、母体血漿濃度よりも低いという結果が得られているわけですが、その考察が、いわゆる血液

胎盤関門によって抑えられているものと考えられるとされておりましたが、試験成績から見てこのような考察が妥当かどうかということについて検討せよという御指摘でございます。

この2点につきましては、農薬専門調査会の幹事会で御検討いただきまして、結論といたしましては、まず第1点といたしまして、この妊娠13日の投与につきましては、確かに器官形成期の比較的遅い時期に行われている投与ということではありますが、ちょうどこの13日というものが、心室中隔欠損を起こしやすい時期にも相当しているということで、今回の試験の背景を考えますと、とりあえず13日というのは妥当ではないかという結論でございます。

もう1つの方の血液胎盤関門によって移行が抑えられているという結論につきましては、この試験成績だけではこのような考察は難しいということで、その部分の考察については削除するという結論が得られました。

したがって、農薬専門調査会におきます検討を踏まえまして、最後から1ページ目のこの「評価書の変更点」のところに記載がございますように、29ページの39から40行目に係る記載につきましては、変更後の記載にしたいと考えているところでございます。

以上のような専門調査会による御議論を踏まえまして、評価書を変更いたしました。基本的にADIにつきましては、変更の必要性はないことで、専門調査会の結論を持ちまして、関係機関の方に通知したいと考えております。

資料2-2、「マンジプロパミド」でございます。これにつきましては、3ページ、「審議の経緯」に記載がございますように、2007年7月に農林水産省より農薬登録申請に係る連絡がございまして、これを受けまして、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

農薬専門調査会におきまして2回御審議をいただきまして、6月12日から7月11日まで国民からの御意見・情報の募集を行ったものでございます。

こちらにつきましては、最後のページにお示ししておりますように、期間中に御意見・情報というものはございませんでした。したがって、専門調査会の結論をもちまして関係機関に通知したいと考えているところでございます。

以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく申し上げます。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 それでは、本2件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、

「フルセトスルフロンの一〇日摂取許容量を0.041mg/kg体重/日と設定、マンジプロパミドの一〇日摂取許容量を0.05mg/kg体重/日と設定する。」

ということによろしいですか。

(「はい」と声あり)

(3) 企画専門調査会における審議結果について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「企画専門調査会における審議結果について」でございます。本件につきましては、企画専門調査会の担当委員である長尾委員から報告願います。

◆長尾委員 企画専門調査会では、6月18日に行われました第24回会合におきまして、「平成19年度食品安全委員会運営計画のフォローアップ」を行い、「平成19年度食品安全委員会運営状況報告書について」審議をいたしまして、その案を取りまとめました。詳しい内容につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

◆大久保総務課長 それでは、まず、資料3-1に基づきまして、「平成19年度食品安全委員会運営計画のフォローアップについて」ということで、企画専門調査会での審議結果を報告させていただきます。

1ページの本文、19年度の運営計画におきましては、左側が正に計画の内容でございます。

「第1 平成19年度における委員会の運営の重点事項」ということが書かれておりますが、その右側を見ていただきたいんですが、ここでは全般的な評価を書かせていただいております。平成19年度におきましては、おおむね計画どおりの実績を上げることができた。なお、計画に達しなかった事業、また、より高いレベルを目指すべき課題もあるというこ

とで、この結果を踏まえまして、それについては平成 20 年度に取り組んでいくということとしております。

第 2 パラグラフが「委員会の運営全般」ということで、本委員会及び専門調査会の開催の状況をずっと書かせていただいております。そこは飛ばさせていただきます。

4 ページ、「第 3 食品健康影響評価の実施」などの評価関係が入っております。

まず最初に、ガイドライン関係が書いてございますが、これにつきましては、計画で平成 19 年度中に作成に努めるという目標を立ててございました。その進捗状況は右側でございまして、これにつきましては、リスク管理機関との調整もあるということで、19 年度中にすべて終わるということは残念ながらできませんでした。が、「参考」で書かしていただいておりますとおり、遺伝子組換え食品、これは微生物関係でございますが、その安全性評価基準につきましては、年度内にほぼ審議を終え、4 月に本委員会で審議をいただいて、意見・情報の募集に入る。また、ここには書いてございませんが、6 月の委員会で最終決定するという形で順次確実に進んでいるという形でございます。

4 ページの下、「2 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施」でございます。

これにつきましては、5 ページのところを見ていただきますと、本委員会でも御説明いたしておりますが、19 年度におきましては、食品中の鉛につきまして、企画専門調査会で案として決定していただいた。これにつきましてはここに書いてございませんが、4 月の委員会で正式に決定しているという状況でございます。

それから、5 ページの「3」のところ、これはリスク管理機関から諮問があったものでございます。この状況を右側で御説明いたしますと、これは、平成 15 年 7 月からの総計で 1,005 件につきまして評価依頼がございました。そのうち 19 年度末までに評価を終えたのが、ここに書いてございますように 552 件ということで 6 割弱という状況でございます。

なお、6 ページの 1 番上に「参考」と書かせていただいております。これにつきましては、企画専門調査会におきまして、意見募集の結果を記載した方がいいという御指摘もございまして、追加で記載をしております。実施件数は 110 件でございます。そのうち応募があったものが 19 案件、意見の総数としては 30 件という事実関係になっております。

中ほどの「○」のところ、今いろいろ問題になっておりますポジティブリスト制度関係でございますが、「小さな黒丸」の 3 つ目でございますが、19 年度の実績、これまでに 18 年度からの総計ですが、229 物質について評価依頼を受けて、19 年度までに 67 物質について評価を終え通知したという状況でございます。

7 ページにまいりまして、下の方に「5 食品健康影響評価技術研究の推進」というのがございます。

右側の欄でございますけれども、まず 19 年度の新規の研究につきましては、ここに書いてございますように、4 月 5 日の委員会で 4 研究領域 9 課題を決定した。これは 8 ページに細かく書いてございます。

10 ページ中ほどでございますが、今年度の研究領域につきましては、昨年 12 月 20 日の委員会でここに記載しておりますが、4 研究領域について決定いたしております。

その後、公募いたしまして、公募結果は 49 件ございましたが、それについて、研究運営委員会で審議を行いまして最終的に候補として 8 課題を選定したということでございます。

これにつきましては、翌年度、今年の 4 月 3 日の委員会で正式決定しているという状況でございます。

11 ページ、「第 4 リスクコミュニケーションの促進」がございまして、19 年度の実績を簡単に申し上げますと、右側でございますが、関係府省と連携して全国各地で 22 回、また単独で 2 回、意見交換会を実施しております。

計画の中では、地方公共団体との共催によって 10 回程度、意見交換会を開催するとしておりましたけれども、右の方に書いてございますが、地方公共団体からの要請を踏まえて実施してきたわけでございますけれども、日程等の事情から、残念ながら開催は 5 回にとどまっているということで、今後の課題といたしましては、講師の派遣を含めて、地方公共団体と連携して開催を図っていくという考えでございます。

12 ページ下、「2. リスクコミュニケーション推進事業の実施」がございまして、

地域の指導者育成講座、これは平成 19 年度 11 か所において開催しております。なお、企画専門調査会におきまして、その講座の内容も記載した方がいいということで、下の「○」のところを追加記載しております。

また、リスクコミュニケーターの育成講座につきましても、平成 19 年度は 11 か所で開催しております。これにつきましても、講座の内容を追加で記載させていただくとともに、企画専門調査会において、受講者のその後の活動についても分かれば記載した方がいいのではないかとということで、2 つ目の「○」を追加しています。過去に地域の指導者育成講座を受講し、本講座を受講した方に実施したアンケート結果によると、18.5%の方が地域の学習会や集会等においてリスク分析の考え方等について解説するなどの活動をしている。更に 6.5%の方は、今後活動する予定ということに記載しております。

13 ページ中ほどですが、モニターの活動につきましては、19 年度に任期を 2 年に延長し

たということが大きな出来事としてはございます。

更に最後の「○」のところで、19年度は524件の随時報告をモニターの方から受けております。「参考」でその内容を書かせていただいておりますが、19年度の特徴としては、表示関係が143件と多かったという特徴が出ております。

14ページ、「5 情報の提供・相談等の実施」がでございます。右側書いてございますが、例えばメールマガジンにつきましては、昨年度、会員約5,800名ということで、企画専門調査会におきまして、これはもっと増やす努力をした方がいいということで、その辺は取り組んでいきたいと考えております。

14ページの最後のところの「食の安全ダイヤル」でございますが、これにつきましては平成19年度、一般消費者等から971件の相談を受けているということで、その内容につきましては、委員会の関係、食品の安全性の関係、食品一般関係の件数がこのような形になっております。

「7 食育の推進への貢献」につきましては、中ほどに夏休みを利用して、「ジュニア食品安全委員会」を小学生を対象に開いたということ、新しい試みとして書かせていただいております。

「第5 緊急の事態への対処」でございますけれども、右の欄にございますように、8月9日の委員会で緊急時対応訓練の計画を作り、それに基づいて実施してきたという流れでございます。

16ページの「緊急事態への対処体制の整備」の最後の「○」でございます。企画専門調査会におきまして、今年1月に中国産冷凍ギョウザ問題が起きましたけれども、その対応もしっかりと記載した方がいいということで、その辺を記載させていただいております。

17ページ、「第7 食品の安全性の確保に関する調査」ということで、計画のところでは、平成19年度に実施する課題については6月頃までに選定するという計画を立てておりました。これにつきましては、右側にございますように、実は、平成19年度調査実施機関の選定方式に、政府の方針で変更が必要になったということで、それに対応して7月に調査実施要領を新たに作成したということで、若干選定作業が遅れたという事実関係がございます。

しかしながら、その後、ここに記載しております15課題を選定して確実に調査を実施したという状況でございます。

以上がフォローアップの結果ということでございます。

続きまして、資料3-2でございます。

このフォローアップを受けまして、平成 19 年度の委員会の運営状況報告書をまとめさせていただきますという内容でございます。

従来でございますと、この運営報告書にフォローアップを附属資料として添付する形を採っておりましたが、中を見ていただきますと、基本的に事実関係が重複するというところで、今年度からは添付はせずに別々のものという形で整理をさせていただきたいと思っております。

1 ページ、「1 総論」でございます。ここで若干、平成 19 年度の状況を書かせていただいております。平成 19 年度につきましては、7 月に発足 4 年を迎えるという位置づけの年になるわけでございますが、平成 19 年度においては、食肉や菓子の製造加工業者等による食品表示の偽装問題であるとか、先ほども申し上げましたが、中国産冷凍ギョウザ問題ということで、国民の食品に対する信頼を大きく揺るがす事案が発生したことがあったと思います。

また、国民の関心の高い米国産牛肉の輸入に関しましては、昨年 6 月、8 月に厚労省、農水省が参加して、日米間で技術的な協議が進められたということで、その作業の取りまとめが行われたというような状況になっております。

そういう中で国民の食品の安全性等に対する関心が高まる中で、私ども委員会としてもその期待に応えるということで、平成 19 年度の運営計画、先ほども御説明しましたけれども、それに基づいて評価を精力的に推進する。また、リスク管理機関と連携してリスクミを実施する。ホームページ等で科学的知見に関する情報提供に力を入れるということに取り組んできたということでございます。

2 ページ、大きな 2 番目として「平成 19 年度における委員会の取組」ということで、ここは先ほども御説明いたしましたが、本委員会の開催状況、各専門調査会の開催状況を文章として取りまとめさせていただいているという内容のものでございます。

3 ページの下、「2」から評価関係を記載しております。「(1)」でガイドラインの作成、4 ページの「(2)」の自ら評価につきましては、先ほど申し上げましたように、食品中の鉛に関して候補案件を選定したこと。その他についても、情報の収集なり情報提供の決定をしていること。また過去に選ばれました輸入牛肉の案件、あるいは食中毒原因微生物の案件についての進捗状況、この辺を記載しております。

5 ページ、「(3) 要請を受けて行う食品健康影響評価」でございますが、平成 19 年度中には 248 案件、これは新たに関係機関から諮問を受けた件数でございます。それ以前に諮問を受けたものも含めて、19 年度中に評価を終えて結果を通知したのは 201 案件という

状況になっているところでございます。

以下は、各危害要因ごとに状況をまとめさせていただいているものでございます。

8 ページ、「(4) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視」、モニタリングでございますが、モニタリングについては、近年、年2回行うということで、その旨をそのまま書かせていただいております。

「(5)」につきましては、「食品健康影響評価技術研究の推進」ということで、先ほど御説明しました19年度の新規研究課題の選定、平成20年度の新規の選定について書いているというものでございます。

9 ページ、下の方、「3) リスクコミュニケーションの促進」でございます。

「(1) 食品健康影響評価等に関する評価結果案についての意見・情報の募集の実施」ということで、上の方にまいりまして、19年度におきましては、評価関係あとは運営計画関係なども含めて合計で111件の意見・情報の募集を行ったという実績になっております。

意見交換会につきましては、回数等は先ほど御説明したとおりでございます。

「リスクコミュニケーション推進事業」についても、指導者育成講座、リスクコミュニケーター育成講座、それぞれ計11か所で開催しているというところでございます。

11 ページ、「(5)」で食品安全モニター関係を記載しております。

13 ページ、「(8) 食育関係」でございます。

この関係では、新しい試みとして「ジュニア食品安全委員会」の開催を記載するとともに、1番最後のところでございますが、子供を対象にリスク分析の考えをわかりやすく説明した食育に資する冊子を作ったということです。

なお、企画専門調査会の段階でこの冊子についてどのくらいのものを作り、どのように活用するのかというのを具体的に書いた方がいいという御指摘もあり、3月に2万冊作成しまして、地方公共団体の食育担当部局、消費者団体、公立図書館、関係府省等に配付して食品安全の理解に努めていくということを記載したところでございます。

その下の緊急時関係でございますが「(1)」で訓練の実施関係、「(2)」で強化方策の検討を書きまして、14 ページ、「(3)」でございますが、実はこの「(3) 中国産冷凍ギョウザ問題への対応」については、企画専門調査会の段階では記載しておりませんでした。先ほどのフォローアップと同様に、やはり記載した方がいいだろうということで、改めて追加記載させていただいております。1月31日以降の委員会の対応等を記載しているという状況でございます。

「5) 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」につきましては、記載

のとおりでございます。

15 ページ、「3 平成 19 年度における食品安全委員会の運営状況の総括」ということで、とりあえず状況をまとめさせていただいております。委員会は平成 19 年度食品安全委員会運営計画に基づき事業を推進した。その実施状況については、企画専門調査会において、11 月 27 日に中間報告する。また、平成 20 年 6 月 18 日にはフォローアップを行う。これは先ほどの企画専門調査会の話でございます。その結果については、委員会会合に報告し、これは正に本日のことでございますが、平成 20 年度事業に向けた課題の整理等を行ったということでございます。

16 ページにいきまして、評価関係について若干総括をしております。

評価関係については、ポジティブリスト制度導入に伴って案件が増大しているという中で、平成 19 年 4 月に事務局体制を強化したということがございます。

そして、平成 19 年度中にリスク管理機関から諮問があったのは、先ほども御説明しましたが、全部で 248 案件あったということでございます。そして、平成 19 年度中に評価を終えて、結果を通知したのが 201 案件ということでございます。

平成 18 年度については、評価を終えたのは全部で 113 案件でございましたので、なかなか数だけでは比べられませんが、基本的にはかなり効率的、効果的な評価が実施できたのではないかと総括しています。しかしながら、今後も案件はどんどん増えていくと思いますので、20 年度で向けて更に効率的かつ効果的な評価を推進していく必要があるというまとめにしてあります。

また、リスコミ関係につきましては、ここに書いてございますように、幅広いテーマで計 29 回にのぼる意見交換会を 19 年度は実施しております。19 年度は新しい試みとしてジュニア食品安全委員会を開催したところでございまして、これについては更に充実を図っていく必要があるだろうと考えております。

その下のところで、ファシリテーターの講座のところが書いてございますが、企画専門調査会で、今後のファシリテーターについてどういうことを期待するのか。更にどういう課題があるのかという辺りも記載した方がいいということで、ここに書いてございますように、委員会としてはこのリスクコミュニケーター育成講座受講者が、地域での活動をより一層活発に行えるように、支援に努めていくこととしているということを追加して記載させていただいております。

16 ページ、1 番下のところになりますが、中国産冷凍ギョウザ問題、これは本文のところでも触れましたが、こちらでも再度総括させていただいております。

18 ページ以降は、添付資料ということで審議状況が書かれてございますが、37 ページですが、企画専門調査会におきまして、ポジティブリスト制度の評価のイメージとか、そういうものがわかるような形で、例えば農薬等の物質の例を挙げて、説明資料を添付した方がいいのではないかというお話もあり、「資料3」を追加で添付させていただいております。

38 ページに審議のフロー図がございますが、その下のところに「参考」ということで、農薬「キノキシフェン」の場合について、評価をして、管理機関での基準の改定が行われるまでの例を記載させていただいております。

40 ページ以降は、技術研究の課題、中間結果、43 ページからは、意見交換会の状況でございますが、45 ページでございますが、ここに指導者育成講座の開催状況が書いてございますが、企画専門調査会におきまして、講座の内容、これは先ほどのフォローアップのところと同じでございますが、またこれによりどういうことを期待しているのかということがわかるように書いた方がいいという御指摘もあり、「脚注」でその辺を書かせていただいております。

46 ページには、リスクコミュニケーター育成講座関係がありますが、「脚注」は同じような趣旨でございます。

以上が運営状況報告書（案）ということでございますので、御審議のほどよろしく願います。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願います。

よろしいですか。

それでは、フォローアップにつきましては、了承とし、報告書につきましては、原案どおり、当委員会として決定するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

◆見上委員長 どうもありがとうございます。

（４）「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成20年6月分）について

◆見上委員長 それでは、次の議事に移らせていただきます。

「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 20 年 6 月分）について」、事務局から報告願います。

◆角田勸告広報課長 それでは、お手元に資料 4 としまして、「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 20 年 6 月分）について」という 1 枚紙を配付しておりますので、この資料に沿いまして御報告いたします。

平成 20 年 6 月、1 か月間の問い合わせ件数は 74 件でございました。ちなみに、件数の推移を見ますと、4 月が 54 件、5 月が 63 件となっております。ここ 1、2 年の月平均の件数は 70 件から 80 件ですので、6 月の件数はおおむね平均の水準となっております。

内訳を見ますと、件数が多いのは「③食品一般関係」で 52 件となっております。そのうち衛生関係が 32 件、化学物質系が 11 件となっております。

問い合わせの具体的な内容を見ますと、衛生関係では、「中国産ギョウザはまだ売られているのか。」「中国産ギョウザ事件ではどのような措置が採られたのか。」という質問がございました。

また、化学物質系関係では、「トランス脂肪酸の問題点は何か。」「トランス脂肪酸の量に、上限値は決まっているのか。」という質問がございました。

次に、資料の裏面、2 ページでございしますが、ここでは毎月、Q&A の形で問い合わせの多い質問等を取り上げております。今回は飛び抜けて多い相談ではありませんが、季節柄「ペットボトルに口をつけて飲んだ場合の保存期間を教えてください」という小学校教諭からの質問がございましたので取り上げております。

これに対しまして、「ペットボトルに口をつけて飲むと、温度やその他の条件にもよりますが、口から飲み残し飲料に入った雑菌がボトル内で増殖することが考えられます。開栓後は消費者自身がしっかり管理することが大切です。

次の点、

『①開けたら早めに飲みきる』、

『②口をつけて飲むのはなるべく避ける』、

『③部屋や車の中に置き忘れない』、

という点にも気をつけて、ペットボトル飲料を衛生的かつ上手に利用してください。」というお答えをしているところでございます。このことは食品安全委員会ホームページ、キッズボックスにも掲載しているところでございます。

報告は以上でございます。

◆見上委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

◆見上委員長 外に議事はございますか。

◆大久保総務課長 特にございません。

◆北條評価課長 先ほど畑江委員の方から御質問のございました植物体内運命試験のことで、特に適用作物と、実際に試験をする作物との関係ということでございますが、基本的に少しルールがあるということのようなので、もし差し支えなければ次回以降、適当なときに農薬の担当官から少し説明をさせていただければと思います。

◆見上委員長 そうですね。ワタだとか、日本ではなかなか目に触れることのないようなものが結構使われておりますので、畑江委員のような質問が出てくるのは当然だと思うので、よろしく願いいたします。

◆本間委員 もしそういう御説明をしていただけるならば、ついでにお願いがあります。700何種類という農薬の種類を抱えてやっているわけですが、農薬の数というのは、本当にあれだけ必要なのだろうか。

昨日、委員会の懇談会のときに農薬の先生方に話をしたとき、農薬というのは1種類だけでは耐性が生じて対処し切れなくなるので、同じ作物についても数種類のものを用意しなければいけないという基本線があるというのを考えてみると、あの数になるのかなと思うんですが、あれだけの数を維持するということは現実的に本当に必要度があるのか。

◆見上委員長 それは多分ポジティブリスト制度を導入した関係上、日本では使われていないけれども、仮にそういうものが出てきたときに国としてどういうふうに対応するかという意味において、あれだけのものがある。従来のネガティブリストのときには、200何

十種類だったと思うので、それも1つの理由だと思います。

◆北條評価課長 多分農薬を使っていくうちに耐性ということで、どうしても新しい作用機序のものが必要になってくるということもあるのかと思います。政策的なところはなかなか私どもとしても答えにくいところがありますので、そちらの方の切り口で、先生の御要望にお応えできるようなのが御用意できれば、御説明させていただきたいと思います。

◆見上委員長 よろしくお願いたします。

◆小泉委員 それに付随して、19年度の評価終了というのは約100件です。ポジティブリストで800あるとすると、約8年くらいかかるというか、もう少し効率のいい評価方法とか、あるいは優先制度とか、今、本間委員が言われたようなことも考慮する必要があるのではないかという気がしております。

もう1つ、今のとは全然関係ないんですが、先ほど質問いたしました資料1-2の代謝物では非存在下で陽性だと。原体を投与したら非存在下でも陽性だと、普通は原体投与した代謝物になるから、本来は一致すべきではないかと思うのですが、なぜこういう違った結果が出るのか、ちょっと教えていただきたいんです。

◆北條評価課長 なぜそういう結果の違いが出るかというのは、今この場ではお答えはできません。いずれにしても、原体を使った方の試験成績について言いますと、これはいわゆる代謝活性系の非存在下では陽性であった。しかしながら、存在下では陰性、かつ小核試験で陰性だから遺伝毒性としては問題ないという結論です。

代謝物の方は逆で、存在下では陽性であったということで、その違いは確かにあります。ただ、先生の核心の御質問については、よくわかりません。

◆小泉委員 わかりました。先ほどの評価の問題については、今の段階ではお答えしにくいと思いますが、あと7から8年かかるというのは大変ではないかという気もするんです。

◆北條評価課長 1つの対応としましては、メタミドホスの問題もありまして、厚生労働省と御相談して比較的毒性の強いもの、例えば有機リン系であるとかカーバメート系であるとか、そういうものを優先的に評価していく方がいいのであろうということで、20年度

の評価要請の案件を見ますと、毒性の強いようなものを中心に、今回、諮問をしていたという経緯もございます。

ですがいまして、勿論審議の効率化ということもございますが、我々としては、限りあるスタッフの中でできるだけ優先度をつけて評価をしていくのがいいのではないかと、今、考えております。

◆**野村委員** 今の話はポジティブリスト制度ができた当初に、多分10年も20年もかけてやろうと思っていたのでしょうから、その辺どういう方針、計画があったのかということがあると思うんです。その辺ももう1回わかりましたら教えていただくとありがたいと思います。

もう1つ、一般に誤解を受けると困ってしまうので申し上げておきますが、効率化は非常に大事なことです、同時に安全性が大事なことなので、慎重にということも当委員会としては是非念頭に置いていくべきだと考えますので、これは一応申し上げておいた方がいいかなという気がします。

◆**北條評価課長** 御指摘ありがとうございます。2年前のポジティブリスト制度導入に当たりまして、優先的に評価するものと、通常のものということで、そこは分けて考えていたことは事実であります。今回はそういう効率的な審議をするということと、優先的な審議をするということで4月以降、農薬の審議体制について少し見直しましたので、今、先生が御指摘になったような安全性を確保したうえで審議ができるように、事務局としても努力していきたいと思っております。

◆**見上委員長** 外にございますか。よろしいですか。

これで本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。

以上をもちまして、食品安全委員会第247回会合を閉会いたします。

次回の委員会につきましては、7月24日（木曜日）14時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、7月18日（金曜日）10時から、化学物質・汚染物質専門調査会清涼飲料水部会が公開で開催されます。

また、14時から添加物専門調査会が公開で開催される予定となっております。

どうもありがとうございました。

以上で終わります。